（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

**第三条**　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の三の表規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則を制定する。

平成三十一年二月一日

人事院総裁　一宮なほみ

**人事院規則一五―一四―三六**

## 人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （略） | （同上） |
| （略） | （同上） |
| （略） | （同上） |
| （略） | （同上） |
| 四～二十　（略） | 四～二十　（同上） |
| 備考 | 備考 |
| 一～三　（略） | 一～三　（同上） |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （超過勤務を命ずる際の考慮） | （超過勤務を命ずる際の考慮） |
| **第十六条**　各省各庁の長は、職員に超過勤務（勤務時間法第十三条第二項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。 | **第十六条**　各省各庁の長は、勤務時間法第十三条第二項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。 |
| **第十六条の二**　各省各庁の長は、再任用短時間勤務職員等に超過勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する官職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。 | **第十六条の二**　各省各庁の長は、勤務時間法第十三条第二項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員等に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する官職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。 |
| （超過勤務を命ずる時間及び月数の上限） | （新設） |
| **第十六条の二の二**　各省各庁の長は、職員に超過勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。 | |
| 一　次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（イにあっては、時間） | |
| イ　ロに掲げる職員以外の職員　次の(1)及び(2)に定める時間 | |
| (1)　一箇月において超過勤務を命ずる時間について四十五時間 | |
| (2)　一年において超過勤務を命ずる時間について三百六十時間 | |
| ロ　一年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員　次の(1)及び(2)に定める時間及び月数 | |
| (1)　一年において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間 | |
| (2)　イ及び次号（ロを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事院が定める期間において人事院が定める時間及び月数 | |